

# 令和4年3月までの雇用調整助成金の特例措置等について

## 業況の再確認



令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行つた）  
事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、売上等の書類の再提出が必要になります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年12月31日を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は令和4年3月31日まで以下の通りとなります。

## 特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

### 解雇等の有無の確認について

#### 【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4／5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

#### 【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4／5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

### お願い

制度の見直し等の都度支給申請様式を改定しています。支給申請の都度、厚生労働省HPから最新様式のダウンロードをお願いします。

### その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

## 不正受給への対応を強化します

偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、または受けようとした事業主については、返還請求・公表を行っています。

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL031221企01

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業主の方へ

## 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

### 【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

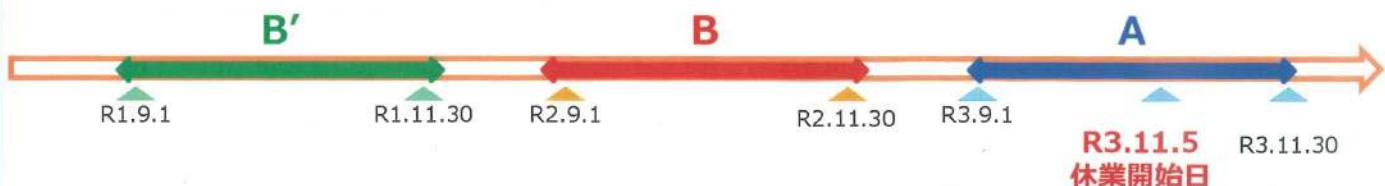
(ア) 判定基礎期間の初日が令和3年12月31日以前の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3ヶ月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



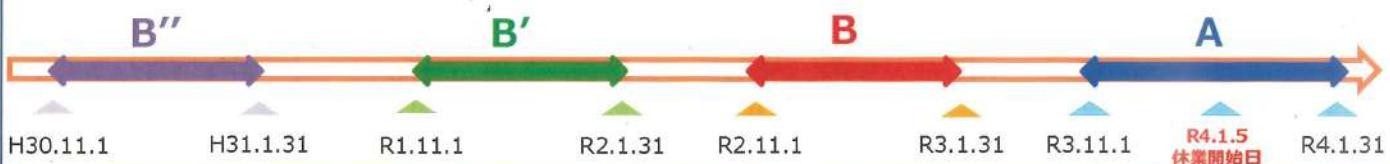
(イ) 判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3ヶ月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または3年前同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和4年1月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



令和3年12月末までに業況特例を利用している（=業況の確認を既に行った）事業主  
が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、  
最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行います  
ので、売上等の書類の再提出が必要になります。

## 地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)



雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

## 「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、1年の期間（＝対象期間）内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和2年1月24日から同3年3月31日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給できるようになります。

1年を超えて引き続き受給できる期間



《変更前》令和3年12月31日まで

《変更後》令和4年3月31日まで

### 変更前

R2/1/24 ←————→ R3/12/31

R2/12/31

雇用調整の初日がこの  
期間に属する場合

令和3年12月31日まで  
1年を超えて引き続き  
受給できる

### 変更後

R2/1/24 ←————→ R4/3/31

R3/3/31

雇用調整の初日がこの  
期間に属する場合

令和4年3月31日まで  
1年を超えて引き続き  
受給できる

### お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省HP



LL031221企02



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## トライアル雇用助成金のご案内

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。事業主の皆さんには、「トライアル雇用求人」を積極的に提出していただくようお願いします。

令和3年2月からは、コロナ禍の特例として、未経験職種へのチャレンジを希望する離職者の方もトライアル雇用の対象となりました。ぜひご活用ください。

※ 障害をお持ちの方の雇用を希望する事業主の皆さんには、別リーフレット（「障害者トライアル雇用」のご案内）をご覧ください。

### 助成金の支給額

一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース（※1）	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース（※3）
支給額（月額）	最大4万円（※2） (最長3か月)
	最大2.5万円 (最長3か月)

※1 求職者が〈常用雇用〉（一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用）を希望する場合。

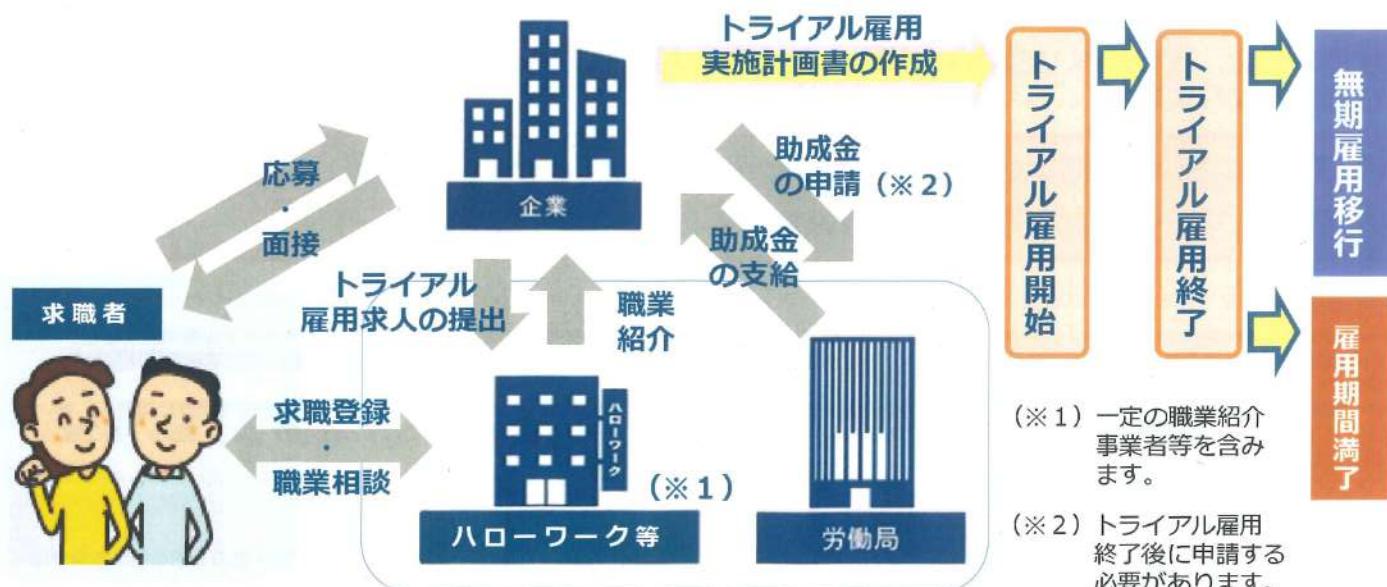
※2 対象労働者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合は、いずれも1人あたり月額5万円となります。

※3 求職者が〈常用雇用（短時間労働）〉（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用）を希望する場合。

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※に提出し、これらの紹介により、対象労働者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、上記の金額の助成金を受けることができます。

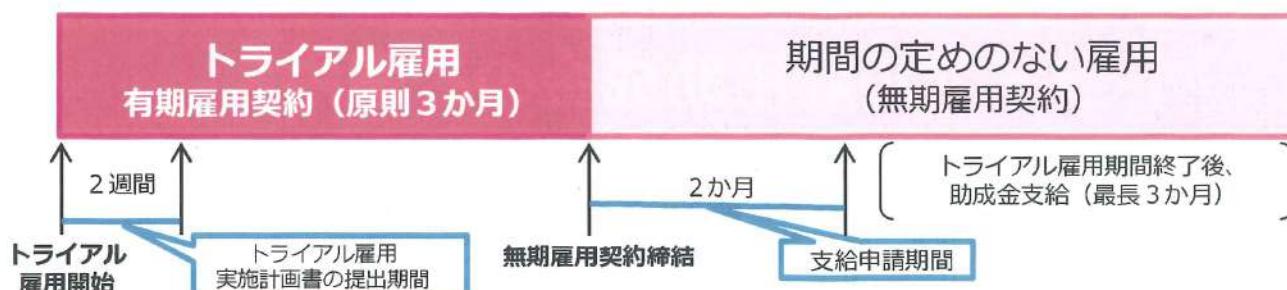
※ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の取り扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取り扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

### トライアル雇用の仕組み



# 「トライアル雇用」のイメージ※

※ハローワークから紹介を受けた場合



※トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。

※実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。

※助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

※トライアル雇用の途中で無期雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

## 「トライアル雇用」の対象労働者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えており※1
- ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※2に就いていない期間が1年を超えており
- ④ 55歳未満で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者

◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象者ではありません。

- ・安定した職業に就いている人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実働時間が30時間以上の人
- ・学校に在籍中で卒業していない人（卒業年度の1月1日以後も卒業後の就職の内定がない人は対象となります）
- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人の

当分の間は、次のすべての要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合も対象となります。

- ① 紹介において、離職している ※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含みます。
- ② 紹介において、就労経験のない職業に就くことを希望している

### <お知らせ>

◆トライアル雇用の活用により雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父および中国残留邦人等永住帰国者）を、トライアル雇用終了後も、引き続き継続して雇用する労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の一部を受給することができます。詳細は特定求職者雇用開発助成金のリーフレットをご確認ください。

◆中小建設事業主が若年者（35歳未満）または女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）の受給ができます。詳細は「建設事業主等に対する助成金」のパンフレットをご確認ください。

### <ご注意>

- ◆派遣求人を「トライアル雇用求人」とすることはできません。
- ◆トライアル雇用求人の選考中の人数（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの対象となる方も含みます）が求人数の5倍を超える場合は、それ以降のトライアル雇用としての紹介は行いません。
- ◆求人数を超えたトライアル雇用は実施できません。
- ◆トライアル雇用対象者の選考は、なるべく書類ではなく面接で行うようにしてください。

助成金を受給するためには、各種要件があります。  
詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

# 令和3年12月21日から新型コロナウイルス感染症対応の 「トライアル雇用制度」の対象者を変更しました

「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、より必要とする方にご利用いただけるよう、以下のように対象者を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご留意ください。

## 対象者の一覧(新旧対照表)

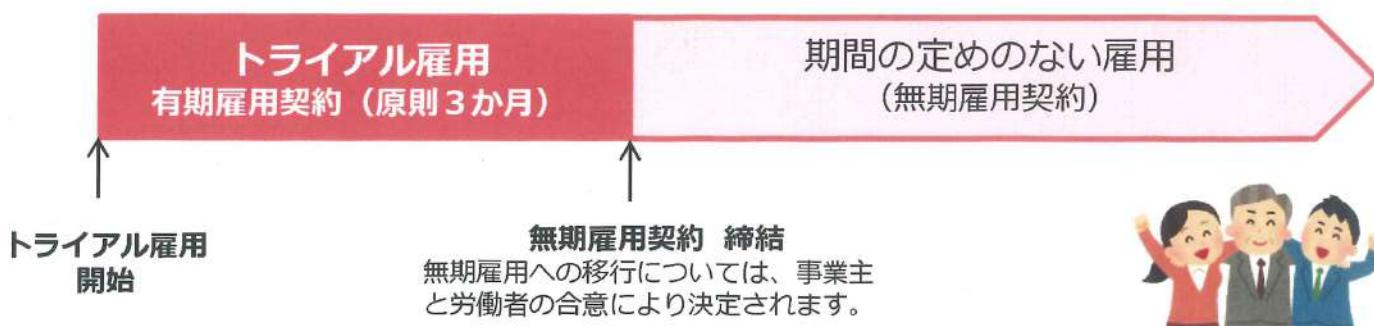
新型コロナウイルス感染症対応  
トライアル雇用の対象者

現 行 ※以下の <u>3つ</u> の要件をすべて満たす人		令和3年12月21日以降 ※以下の <u>2つ</u> の要件をどちらも満たす人
① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した	① 紹介日において、離職している	
② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている		(廃止)
③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	② 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	

## 「トライアル雇用」とは？

トライアル雇用とは、無期雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。

週30時間以上の無期雇用への移行をめざすコースと、週20時間以上30時間未満の無期雇用への移行をめざすコースがあります。



- ▶ 本制度の利用に当たっては、各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



労働者・事業主の皆さんへ

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間等の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

### 申請対象期間等の延長について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、  
申請対象期間及び申請期限が延長となりました。

	申請対象期間	申請期限
中小企業	令和2年10月～令和3年3月	令和3年12月31日（金） ※終了
	令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
	令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）
大企業	令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金） ※終了
	令和3年1月8日～3月	
	令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
	令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

#### 【注意点】（中小企業、大企業共通）

- 1日当たり支給上限日額8,265円（令和3年4月までは11,000円／令和3年12月までは9,900円）
- 一部対象地域においては、申請対象期間が令和3年5月～令和4年3月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。（詳細については裏面をご参照ください。）
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：12月の休業であれば1月1日から申請可能）
- 郵送申請の場合は申請期限必着、オンライン申請の場合は申請期限内に申請内容を送信する必要があります。

#### 【中小企業にお勤めの場合の注意点】

- 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。

- ・**令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象となる方（☆）**  
→**令和3年12月31日（金）**までに対象となる旨の疎明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
- ・**既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方**  
→支給（不支給）決定が行われた日から1ヶ月以内に申請いただければ受け付けます。

- （☆）・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働く方  
・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合  
・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週〇日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合。

#### 【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等（※）であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取っていない方。

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含みます。対象都道府県については、裏面に記載の厚生労働省HP特設サイト中の「新型コロナウイルス感染対応休業支援金・給付金」のご案内リーフレットをご確認ください。



## 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

### 【対象となる休業】

#### 以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年4月末まで	令和3年5月～12月	令和4年1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円
大企業	原則的な措置	8割(※) 上限額:11,000円	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円
	地域特例	—	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円

(※) なお、大企業にお勤めの方については、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業の場合は、6割となります。

## 地域特例の対象となる期間及び区域

○対象期間 → 令和3年5月1日～令和4年3月31日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



## お問い合わせ

### ■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



### ■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク